

## 和歌山地方裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成27年11月16日（月）午後1時30分から午後4時00分まで

### 第2 開催場所

和歌山地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員）

石倉誠也，今井博文，岡 俊介，紙岡 智，仲山友章，西直哉，野田寛芳，橋本眞一，藤下 健（委員長），山中浩子，横山達慶

（五十音順，敬称略）

（説明者・意見交換オブザーバー参加者）

和歌山地方裁判所専門委員 生駒義範

（事務担当者・庶務担当者）

安村事務局長，田中民事首席書記官，吉田刑事首席書記官，遠藤事務局次長，大本家裁総務課長，奥野家裁庶務係長

### 第4 議事

#### 1 新委員紹介

総務課長から，石倉委員，紙岡委員，仲山委員，野田委員，藤下委員，山中委員，横山委員の紹介が行われた。

#### 2 委員長選任

委員の互選により，藤下委員が委員長に選任された。

#### 3 委員長挨拶

#### 4 前回の議事概要の報告

家裁総務課長から，前回委員会（テーマ「裁判員制度について」）の議事概要の報告が行われた。

#### 5 意見交換等（テーマ：「専門的知見の活用について」）

- (1) 田中民事首席書記官説明（専門委員制度について）
- (2) 橋本部総括裁判官説明（専門訴訟における審理について）
- (3) 生駒専門委員説明（専門的知見の活用について）
- (4) 意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：説明者，オブザーバー，事務担当者又は庶務】

- ◎ まず，裁判所からの説明について，質問や御感想があればお伺いしたい。
- 専門委員を関与させる必要があると判断したとき，争点整理のときは当事者に意見を聴く，和解のときは同意を得るということだったが，当事者が当該専門委員候補者の関与を嫌がるなどの意見が出た場合，その意見はどのくらい反映されるのか。
- 専門委員に関与してもらう場合，まず，当事者との利害関係の有無を確認する必要があるので，当事者に対して，この候補者に専門委員をお願いしたいと考えていることを先に説明している。その結果，利害関係があれば関与してもらうことはないが，当該専門委員候補者について，今まで，利害関係の有無以外の観点から意見を言われた経験はない。
- 科学技術の進歩により，今までにない発明の関係で問題が起きる場合もあると思うが，そのような場合，専門委員の知識が不十分で，正しい判断ができないことも考えられるが，そのような場合はどうするのか。
- 最先端の専門的知見を必要とする事案になると，その専門知識を有する専門委員を探してくること自体が難しい。例えば，知的財産あるいは，製品の製造方法等が問題となった事案においては，当事者がある程度専門的な知識を持っているので，弁論準備期日又は進行協議期日に説明会を開き，当事者から資料に基づいて説明してもらい，裁判所の方で理解を深める場合もある。

専門委員の任命に当たって，不動産建築士協会や医師会等の所属団体から

推薦を受け、公平性、中立性を確保しながら、専門的知見が豊富という人を任命している。また、専門委員の説明に疑問がある場合、相手方から、文献や意見書を提出してもらい、専門委員の説明の正確性について吟味、検討することも手続的に保障しており、裁判所がより中立公正で正確な専門的知見を取得できる手続になっていると考えていただければ良いと思う。

- 専門委員の人数は全国で二千人弱という話だったが、和歌山で行われる裁判で専門委員が必要な場合、和歌山だけでなく、全国どこの裁判所の専門委員でも活用することができるのか。
- 和歌山地裁の名簿に登載されている専門委員の数、専門分野も限られているので、和歌山地裁の名簿に登載されている分野以外の専門領域に関する専門的知見を必要とする場合には、他庁所属の専門委員を活用することもある。

大規模庁では、様々な分野の専門委員が名簿に登載されているので、特殊な専門領域について、大規模庁から選ぶこともあり得る。現在和歌山の名簿にない特殊な領域の専門委員を必要とする場合は、大阪の専門委員を選んでいる。
- 和歌山以外の専門委員に事件に関与してもらう場合、最高裁の所管部局に問い合わせをして、その専門分野で登載されている専門委員の情報提供を受けて関与してもらおうという制度もある。
- ◎ 民事裁判で、トンネルを掘る機械の瑕疵の主張がなされた事案を担当したことがあり、その分野の専門委員を探したが、ぴったり当てはまる人がいなくて、鑑定をすることにしてその機械に詳しい人をお願いすることにした。専門委員は、ぴったり当てはまる方がいない場合苦勞する。そのような場合は、専門委員と鑑定を使い分けている。
- 関与してもらう専門委員の数に関して補足すると、和歌山では、建築関係、医療関係の事件については、専門委員1人に関与してもらっている。公平性、中立性を考えると、その専門分野の専門委員が複数いれば、2人に関与して

もらって説明を受けた方がより正確な説明になると思うが、実際には人数の関係もあり、1人に関与してもらっている状況である。

また、専門調停においては、基本的には3人で調停委員会を構成することになり、建築関係の場合では、裁判官1人、建築士1人、弁護士1人で、建築関係については、建築士から、法律関係については、弁護士から、それぞれ説明や意見を聞いて話し合いを進めていく。ただ、建物の傾き等が問題となる専門性の高い事案等、事案によっては、裁判官1人と建築士2人で調停委員会を構成する場合もある。

専門委員制度以外の専門的知見の活用として、鑑定がある。東京地裁においては、医療訴訟で鑑定する場合、3人の医師を鑑定人に選任し、裁判所に来てもらって議論してもらい、一つの鑑定結果に導くというカンファレンス鑑定をしている。この場合、3人の専門家の意見を参考にし、更に正確な鑑定結果を得ることができる。大阪管内では、東京のように医師を確保することができないので、基本的には1人の医師を鑑定人に選任し、鑑定書を提出してもらって、その結果に基づいて裁判所が判断をしている。

- ◎ 各委員の所属されている組織で、専門的知見が必要になった場合にどのように対応されているのか、その立場から、工夫や取組等について、御紹介いただき、裁判所における専門的知見の活用について御意見をお伺いしたい。まず、報道関係ではいかがでしょうか。
- 私は記者出身であるが、東日本大震災で原発事故が起きたときに解説していた記者は、原発の取材を通じて知識を付け、解説をしている。大規模局では、専門家の記者が何人かおり、原発関係、航空機関係、古墳の専門家など、大学の先生並みの知識を持つ記者がいる。

最近では、まず、専門家を探すところから始めないといけない事案がよくある。例えば、科学系、最先端の医療関係になると、専門家を探すところから始まる。医療関係では、医療の知識を持っている記者でないと、話を聞いて

も、どこがニュースなのかわからないので、専門性を高めた記者が専門家に話を聞くということになっている。和歌山放送局には、チョウチョの専門家がいる。チョウチョから何が見えてくるか、例えば、自然環境、街がどこまで汚れているか、山がどう変化しているか等を読み解いていく。

各記者が、専門家を目指して日々勉強しなければならないこと、世の中がどう動き、どういうことを視聴者に伝えなければいけないのか、絶えずアンテナを張っておくことが重要で、自分の知識を高めるのはもちろん、専門家を探す能力、そういう人脈を持っていることも記者の能力の一つと思う。

- ◎ 今専門家を探すことから始まるという話がありましたが、その点、商工会議所では専門家の登録制度があるとお聞きしていますが、いかがでしょうか。
- 商工会議所では、専門家を登録して中小企業に紹介するエキスパートバンクという制度があり、全国514の商工会議所が加盟している。

大企業には様々な部門があるが、中小企業はそうはいかず、例えば、法務の問題が起これば、弁護士、税理士を派遣する等して、中小企業の活性化、発展のためにやっている。

和歌山の商工会議所は3500の事業所が会員となっており、例えば、販売促進の関係の相談があれば、その関係で登録している人を探して紹介している。その中にはデザイナーやイラストレータ等もいる。登録する際に、その専門家の特徴も登録してもらっており、販売促進の関係では、テレビ局の番組の中で、商品を取り上げてもらうことを専門でしているマジシャンをしている人もいて、人気がある。

- △ 検察庁では、刑事事件は、何でも起きるので、起きたら対応するしかなく、ケース毎に必要な専門的知識を補充してしていくことになる。組織としては、国の機関なので、各県警にある科学捜査研究所など、幅広く、事件事故に関わる情報収集のネットワークを持っており、そこから専門家を探し、知識を得ていくことが多い。あとは、医療、薬物関係、精神鑑定はかなり件数も多

く、鑑定人のデータベースを作っている。

- ◎ 金融機関においても、専門的人材の確保をされているとお聞きしていますが、いかがでしょうか。
- 一般的に取引先との間で起きる相談事は、対応する専門部署があり、その部署には、銀行の中でもその部署に長く勤めている者が配置されることが多いが、どうしても限界がある。そこで、最近では、メーカーに長く勤めていた人を、第二の人生で、銀行に来てもらっている例が他の地銀でも行われている。当行でも、夏頃から、我々がお願いしたい、プロフェッショナルな経験を積んだ方に来てもらったという実例が出ている。我々では賄えない専門的な部分は、一般的には、コンサルタント会社等をお願いしているが、技術の部分は、実務で経験してきた人に実際に銀行員として加わってもらおうと迫力と幅のある話ができるようになるので、今後もそういう方向性が加速していくと思う。
- 弁護士の場合、委任を受ける際、専門家から依頼を受ける場合と、その相手方から依頼を受ける場合の二通りある。前者は、その専門家自身から説明を聞くことができ、また、別の専門家を紹介してもらうこともできるが、相手方からの相談を受ける場合は、情報を集めるのが難しい。弁護士として個人的に知っている人から聞くこともできるが、費用の問題も出てくる。また、専門家も分野の違いで考え方も変わってくる。弁護士が専門家に頼ってしまうと素人である依頼者の意向に沿えないこともあり、非常に悩ましい。
- ◎ メーカーにおいては、その専門以外の分野の問題についてはどのように対応されているのでしょうか。
- 当社は機械メーカーなので、その分野の専門的知識を持っている人は多いが、コンプライアンス上の問題から、例えば不動産の評価であれば不動産鑑定士に評価額を出してもらっているなどしている。それ以外では、新しい開発をした場合、知的財産関係で調査するが、より専門的なことになると解決できな

いところもあるので、弁理士にお願いしていることもある。外部機関も利用していろいろ相談させてもらってやっている。

- ◎ 県の機関でも専門的な知見を必要とされる場合もあると思うが、いかがでしょうか。
- 県の組織として男女共同参画の関係で様々な啓発を実施しているが、その一つとして、女性の相談を受けている。人間関係の悩み、家族関係等、心の悩みを全般的に受け付けている。その中で多いのが離婚問題で、我々も専門家ではないので、気持ちが揺れ動いている相談者の気持ちを整理し、裁判手続の説明もしているが、その中で法律的な知識を要することがあれば、県が費用を負担して、弁護士会に協力してもらって無料法律相談を実施したり、カウンセラーにカウンセリングしてもらっている。そこですぐ答えを出すという相談ではないので、相談機関につないでいくということでやっている。
- ◎ 教育現場において、専門教育等、力を入れているところ、工夫されている点があれば、お聞かせいただきたい。
- 不登校の生徒の指導等について、専門的知識を有するカウンセラーに来てもらって面談をしている。その他、中学高校では幅広く教科を担当しており、本来なら教員1人1人が専門家になっていったらいいが、大学の先生のようにはいかないので、生徒に幅広い経験をしてもらう取組を行っている。例えば、和歌山大学と一緒に、ロケットガールという企画で、宇宙工学の先生と一緒に、ハイブリット燃料で実際にロケットを打ち上げるということをしている。また、高校1年では、社会に出て社会人と様々な課題を考えて解決していけるように、例えば、災害対策であれば、津波防災の研究者等の専門家と一緒に考える企画をしている。このような取組は中学高校の教員だけではできないので、専門家の方の助けを借りて取り組んでいる。
- 弁護士として、専門的知見を必要とするときは、他の弁護士から専門家を紹介してもらったり、周りに、こういう専門家がいなか聞いていく等して、

地道にやっている。

◎ 専門委員の立場で、実際に専門委員として事件に関与して、こんなふうにして使ってもらえたら等、御紹介していただきたい。

■ 建築関係では、いろいろな欠陥現象があるが、悪くなっているところは現場に行けば大体確認できるので、現場に行ってみるのが一番いい。ただ、訴訟になり、もう現場へ行かなくてもいいという雰囲気になってくると、それを文書でやりとりすることになるが、その文書の中に隠れているものが何かを理解することは、非常に難しい。

◎ 建築関係の調停事件を担当したことがあるが、調停委員と3か所現場に行ったが、現場で調停委員の建築士から建物を見ながら説明を聞くと非常によく理解できた。別の雨漏りの損害賠償事件では、その後建物が取り壊され、現場を見ることができず、専門委員も現場を見ていないとはっきりした意見が言いにくいということで、十分な説明をいただけなかったことがあった。確かに現場を見ないと分からないということはあると思う。

■ 建築分野には、施工基準があるが、建築と言っても非常に幅が広く、訴訟になるとかなり複雑になる。紐解けばわかってくることも多いが、建築という一つの作業の中での話なので、裁判官にもどこまで話をしたらいいか、争点について何が問題かを端的に言えればいいが、なかなか言い切れないこともあり、そういうところが専門委員として難しいところである。

## 6 次回委員会の意見交換テーマ

裁判所の広報について

## 7 次回委員会の開催日時

平成28年5月23日（月）午後1時30分